

公開日: 2018/02/01 (掲載号: No.254)

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』【第5話】「重加算税の適用」

筆者: 八ッ尾 順一

カテゴリ: 読み物 連載

〈小説〉

『所得課税第三部門にて。』

【第5話】

「重加算税の適用」



公認会計士・税理士 八ッ尾 順一

「中尾統括官！」

浅田調査官が声をかける。

せわしなく机の書類を整理していた中尾統括官は、顔を上げる。

「・・・なに？」

浅田調査官は、平成28年分の確定申告書を差し出す。

「税理士署名欄に市役所の人の名前が書いてあるのですが・・・これって、この人が確定申告書を作成した・・・ということですか？」

浅田調査官が尋ねる。

中尾統括官は、差し出された確定申告書を見ながら、頷く。

「これは・・・税理士法50条1項の規定によるものだ。」

そう言いながら、中尾統括官は税務六法を開く。

税理士法50条1項

国税局長（地方税については、地方公共団体の長）は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があった場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士又は税理士法人以外の者に対し、その申請により、2月以内の期間を限り、かつ、租税を指定して、無報酬で申告書等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを許可することができる。ただし、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び公益社団法人又は公益財団法人その他政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。

（下線：筆者）

「へえ・・・こんな規定があったのですか・・・」

浅田調査官は感心した様子で六法を覗き込む。

「ところで、なにか他に・・・問題でも？」

中尾統括官は、訝しそうにしている浅田調査官の顔を見る。

「ええ・・・この納税者の税務調査をしているのですが・・・確定申告書の下書用の収支内訳書に、虚偽記載があったのです。」

そう言うと、浅田調査官はもう一枚右手に持っていた用紙を見せる。

「・・・それで納税者は、この市役所の職員に、毎年、虚偽記載した下書用の収支内訳書を手渡して、申告書を作成してもらっていたらしいのです。」

浅田調査官は税務調査の状況を説明する。

「調べてみると、申告相談において、市役所の職員は何も疑問に思わず、その下書用の収支計算書に基づいて確定申告書を作成していたということなのです。」

中尾統括官は腕を組みながら聞いている。

「納税者は、市役所の職員から収支計算書の内容に疑問を抱かれなかったことを奇貨として・・・7年間も不正を行っていた・・・」

説明を続けながら、浅田調査官は少し興奮している。

「それで君は・・・この納税者の不正所得に対して、重加算税を賦課すべきだと考えているんだね。」

中尾統括官は確認する。

「ええ。重加算税を賦課するのはもちろんですが・・・その他に『偽りその他不正の行為』にも該当すると思いますから、除斥期間一杯の7年間の更正処分をしたいと思うのですが・・・統括官、どう思われますか？」

今度は浅田調査官が中尾統括官の顔を見る。

「なるほど・・・『隠ぺい・仮装』と『偽りその他不正の行為』か・・・」

中尾統括官は少し考えてから、話し始める。

「これは君も知っているように、重加算税の一般的な考え方だが・・・」

そう前置きしながら、中尾統括官は言葉を続ける。

「・・・重加算税を賦課するためには、過少申告行為又は無申告行為そのものとは別に、隠ぺい又は仮装と評価すべき行為が存在することを要するが、重加算税制度の趣旨からすると、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要ではない・・・とされている。そして、納税者が、当初から所得を過少に申告すること、又は法定申告期限までに申告しないことを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づき、過少申告をし、又は法定申告期限までに申告しなかったような場合には、重加算税の要件が満たされる。」

中尾統括官は一気に話す。

「このケースでは、過少申告する意図はあったと判断できると思いますし、長期間にわたって、農産物の販売金額を過少に記載するなどした下書用の収支内訳書を自ら作成し、これを市職員に提示することによって、農産物の販売金額を過少に記載させ、各収

支内訳書及び各確定申告書を作成させ続けていたことを考慮すると、これらの行為は、納税者の過少申告の意図を外部からもうかがい得る特段の行動に該当すると思うのですが・・・」

浅田調査官の説明に、中尾統括官は満足そうに頷く。

「それで・・・偽りその他不正の行為は・・・どうでしょうか？」

浅田調査官が尋ねる。

「『隠ぺい・仮装』と『偽りその他不正の行為』については、学問上はともかく、実質的な差違はないから・・・それに、君の調査している納税者の状況を聞いていると、7年間の更正処分をしてもかまわないよ。」

中尾統括官は再び税務六法を開き、国税通則法70条4項1号を見る。

4 次の各号に掲げる更正決定等は、第1項又は前項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、同項各号に定める期限又は日から7年を経過する日まで、することができる。

一 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正決定等

「分かりました！」

浅田調査官は、中尾統括官の回答に、元気よく応じる。

(つづく)

この物語はフィクションであり、登場する人物や団体等は、実在のものとは一切関係ありません。

「〈小説〉『所得課税第三部門にて。』は、不定期の掲載となります。

連載目次

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』

- [【第1話】 所得税法56条と租税回避](#)